

CORPORATE  
& TAX GLOBAL  
UPDATE

## Newsletter

30 May 2019

Corporate & Tax Global Update  
ニュースレター Vol. 34

## 台湾 IPO セミナーのご案内

ベーカーマッケンジーでは、台湾 IPO セミナーを、6月6日(木)午後より開催させて頂く運びとなりました。

日本企業の台湾上場で最も成功した実例として、名古屋に拠点を置くダイトエムイー株式会社のケイマンホールディングカンパニー(Daito Me Holdings)佐々木ベジ会長をスペシャル・スピーカーとしてお招きし、台湾上場の経験をお話いただきます。

また、日本企業による台湾上場実例を紹介するとともに、台湾 IPO 及び台湾投資マネジメントの実務、台湾 IPO における法務面の留意点、台湾市場における資金調達の実務、及び東証上場と台湾上場の比較等についてご説明いたします。

詳細は[こちら](#)からご確認ください。

主催者: ベーカー・マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)、東京スター銀行、康和総合証券、Deloitte

<お問い合わせ>

Taiwan IPO Seminar 事務局

TOK-TaiwanIPOSeminar2019@bakermckenzie.com

## はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 34 となる本号では、インドネシアの恒久的施設の認定に関する新たな規則の公布、米国司法省によるコーポレート・コンプライアンス・プログラムの評価ガイドの改正等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

## 目次

## 1. アジア

インドネシア: 恒久的施設の認定に関する新たな規則

タイ: 改正労働保護法の主要な改正点

## 2. 米州

米国: 米国司法省がコーポレート・コンプライアンス・プログラムの評価ガイドを改正

## 3. 欧州

英国: グループ間ローンに伴う支払利息の控除が「租税回避目的否認原則 (unallowable purpose rule)」に基づき否認される司法判断

オランダ: 2020年1月から会社等の実質的所有者 (UBO) の登録制度導入

## 4. 中東

アラブ首長国連邦 (UAE): 新反マネーロンダリング法の施行のための評議会決議

# 1. アジア

## インドネシア

### 恒久的施設の認定に関する新たな規則

#### 要約

インドネシア政府は 2019 年 4 月 1 日付で、恒久的施設（以下、「PE」又は「恒久的施設」）の認定に関する新たな規則を公布した。新しい規則は、外国個人又は企業がインドネシアに恒久的施設を有するかどうかを決定する方法についての詳細を規定している。施行日以降、全ての外国個人又は企業は、恒久的施設を有するか否かを決定するために、この明確な指針に従って申告・納税を行う必要がある。

インドネシアの外国個人又は企業が恒久的施設の基準に該当する場合、外国個人又は企業は納税者番号を取得する必要がある。さらに、付加価値税（以下、「VAT」）の課税事業者の基準を満たす場合には、外国個人又は企業は VAT の課税事業者となるために、自らで登録しなければならない。

#### 規則の概要

4 月 1 日、インドネシア政府は、恒久的施設の認定に関する財務大臣規則 No.35/PMK.03/2019（以下、「MoF 規則 35」）を公布し、公布日から施行された。

MoF 規則 35 の重要な定義は、以下の通りである。

- 外国個人とは、インドネシアに居住せず、又は 12 ヶ月の期間内に 183 日を超えない期間インドネシアに滞在している個人をいう。
- 外国企業とは、インドネシア国外に設立され、インドネシアに居住していない企業をいう。

そして、MoF 規則 35 では、恒久的施設が次の基準を満たすインドネシアにおいて事業又は活動を行うために外国個人又は企業が使用する事業の形態であることを規定している。

- インドネシアに事業所がある。
- 事業所は、一定の場所である。
- その事業所が外国個人又は企業の事業又は活動の用に供されているものであること。

なお、上記の基準を満たさない場合であっても、次のものは、恒久的施設とみなすことができる。

- 建設プロジェクト、据付又は組立プロジェクト
- 従業者その他の者によるいかなる形態の役務の提供。ただし、当該役務が 12 ヶ月の期間内に 60 日を超えて行われることを条件とする。
- 従属代理人として行動する個人又は事業体
- インドネシア国外に設立され、インドネシア国に住所を有していない保険会社で、インドネシア国内で保険料を収受したり、リスクを付保したりする保険会社の代理人又は従業員

恒久的施設は、納税者番号を取得することが要求される。インドネシアにおいて事業又は活動を行う場合、インドネシアにおいて事業又は活動が開始さ

れた後、遅くとも1ヶ月以内に納税者番号を取得しなければならない。納税者（恒久的施設）が納税者番号を取得しない場合、税務長官は職権で納税者番号を発行することができる。

さらに、該当する恒久的施設が、財務大臣が定めるVAT課税事業者の基準を満たしている場合には、VATの目的で課税事業者となるため登録を自らしなければならない。総売上高又は総収入金額が財務大臣の定める金額を超えるときは、遅くとも月末に登録しなければならない。

### 事業所の定義

MoF規則35は、事業所の定義として、外国個人又は企業が事業又は活動を行うために使用するあらゆる種類の場所、空間、施設又は設備（機械又は設備を含む。）が含まれると規定している。恒久的施設を決定するための事業又は活動の定義には、所得を獲得、回収、又は維持するために行われるすべての事柄が含まれる。場所は、その所有又は賃借の別を問わず、かつ、外国人がその場所について法律上の権利を有するかどうかにかかわらず、事業所とみなされる。

恒久的施設とみなされるために、事業所は、一定の場所でなければならず、かつ、事業又は活動を行うために使用されなければならない。MoF規則35は、事業所が継続的に使用され、一定の地理的位置にある場合、事業所は固定された場所であると規定している。また、外国個人又は企業が無制限に利用することができ、かつ、当該外国人個人又は企業が事業所を通じて事業又は活動を行う場合には、事業又は活動を行うために使用されたものとみなす。

ただし、当該場所がデータの保存及び/又はデータの電子的管理にのみ使用され、かつ、外国個人又は企業が限定されたアクセスしか有しない場合には、当該場所はインドネシアにおいて営業を行う事業所とはみなされない。

事業所は、次の様式とすることができる。

- 経営管理の場所
- 支店
- 駐在員事務所
- オフィス
- 工場
- 作業場
- 倉庫
- プロモーションと販売のための場所
- 鉱山と天然資源の採掘場所
- 石油・ガス採掘分野
- 漁業活動、畜産業活動、農業活動、農園又は林業活動を行う場所
- 電子商取引事業者が所有し、リースし、又はインターネットを通じて事業を行うために使用する電子計算機、電子代理店又は自動装置

MOF規則35は、租税条約の適用上、「準備活動」又は「補助活動」は、恒久的施設の定義から除外されることを規定している。準備活動とは、必須かつ重要な活動を行うことができるように行われる予備的活動であり、補助的活動とは、必須かつ重要な活動を促進する追加的活動である。

## 建設、据付又は組立プロジェクト

インドネシアにおける外国個人又は企業の事業又は活動である建設プロジェクト、据付又は組立プロジェクトは、恒久的施設とみなすことができる。恒久的施設とみなされるためには、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

- 作業はインドネシア国外で行われる。
- 作業は、オンシェア又はオフシェアのいずれかの下請業者に外注される。

適用される租税条約がある場合には、租税条約に定める期間より長い期間にわたって行われる場合には、建設事業、据付又は組立の事業は、恒久的施設とみなすことができる。期間の計算は、プロジェクトの開始から始まり、作業が完了若しくは引渡された時点、又はプロジェクトが終了する前に停止された時点で終了する。一時的な終了は、期間の計算を中断しない。また、下請事業者（該当する場合）の作業時間は、期間内に計算する。

租税条約の適用上、日数を基準に期間を算定する場合には、1日の一部を1日として計算する。月数に基づいて期間を計算する場合は、暦月の一部を1ヶ月として計算する。

## サービス PE

MOF 規則 35 は、次の要件のすべてが満たされている場合には、12ヶ月の期間内に60日を超えてサービスを提供することが恒久的施設とみなされることを条件として、従業者又はその他の者によるサービスの提供をいかなる形態でも行うことを規定している。

- 外国個人又は企業又は外国個人又は企業の下請事業者に雇用されている従業者その他の者
- サービスはインドネシアで行われる。
- サービスは、インドネシア国内又はインドネシア国外の団体に実施される。

適用される租税条約がある場合において、租税条約に定める期間を超える期間役務の提供が行われたときは、当該役務の提供は、恒久的施設とみなすことができる。期間計算は、サービスの開始から始まり、作業が終了すると終了する。作業の一部が下請業者によって行われる場合、下請業者が行う作業の合計時間は、総作業時間の計算に累積される。

租税条約の適用上、日数を基準に期間を算定する場合には、1日の一部を1日として計算する。月数に基づいて期間を計算する場合は、暦月の一部を1ヶ月として計算する。

## 代理人 PE（従属代理人）

外国個人又は企業のために、又は代理して活動する個人又は企業は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、恒久的施設とみなすことができる。

- 外国個人又は企業がその業務又は活動を行うことについて指示を受けること。
- 事業や活動に関する自らのリスクを負うものではないこと。

ただし、当該個人又は企業がその事業の通常の過程において活動している場合には、当該個人又は企業は、恒久的施設とはみなさない。さらに、租税条

約の適用上、従属代理人が準備活動又は補助活動のみを行う場合には、当該従属代理人は、恒久的施設とはみなされない。

## 保険 PE

インドネシアに設立されていない保険会社又はインドネシアに住所を有しない保険会社の代理人又は従業者は、保険会社とその代理人又は従業者を通じてインドネシアにおいて保険料を受領した場合には、恒久的施設とみなすことができる。保険会社がインドネシアに代理人又は従業者を有し、保険会社がインドネシアに居住し、住所又は所在する被保険者の保険契約のリスクを負担する場合には、保険会社はインドネシアに恒久的施設を有するものとみなされる。

ただし租税条約の適用される場合は、再保険事業には適用されない。

## コメント

MoF 規則 35 は、所得税法に言及された恒久的施設の決定方法に関する最初の施行規則である。これは、期間の計算や恒久的施設とみなされる要件など、いくつかの問題について明確にするものである。インドネシアにおいて事業若しくは活動を行うか又は既に行っている外国個人又は企業は、この規則に沿って、本規則に定めるインドネシアにおける恒久的施設を構成するか否かを精査し、必要に応じてインドネシアにおける現在及び/又は将来の事業構造を見直すべきである。

外国個人又は企業がインドネシアに恒久的施設を有するか否かの決定に関する詳細を十分に理解するためには、更なる協議が必要となる場合がある。

[最初のページに戻る](#)

## タイ

### 改正労働保護法の主要な改正点

改正労働保護法が 2019 年 5 月 5 日から施行された。今回の主要な改正点は以下のとおりであり、2018 年 12 月に承認された改正法案と同内容となっている。

- 改正以前の労働保護法においては、10 年以上勤務した従業員に対する解雇補償金の金額について、対象従業員の直近の給与 300 日相当分という上限規制があった。改正によって、新たに、20 年以上勤務した従業員に対する解雇補償金の金額について、対象従業員の直近の給与 400 日相当分という上限規制が定められた。
- 改正以前の労働保護法においては、使用者には、従業員に対し一定日数のビジネス休暇を与えることのみが義務付けられており、休暇日に給与を支給するかどうかは使用者の裁量に委ねられていた。改正によって、全ての従業員に対し、年 3 日以上有給休暇を与えなければならないという規定が定められることとなる。なお、改正法は依然としてビジネス休暇の定義を定めていないため、使用者は自由に休暇の定義及び範囲を定めることができる。
- 出産休暇の意義が明確化され、産前の検診のための休暇も含まれることとなる。
- 改正以前の労働保護法においては 90 日間の出産休暇が認められていたが、改正によって 98 日間（休日を含む。）の出産休暇を取得することが可能となる。

- 給与及び「労働保護法で使用者が支払いを義務付けられているその他の金銭」は、雇用関係が効力を失う日から3日以内に支払われなければならないこととなる。
- 使用者が以下の支払義務を履行しなかった場合の遅延利息割合が、改正前の7.5%から15%に変更された。
  - 解雇予告通知に代わる解雇予告手当の支払義務
  - 使用者が一時的に業務を停止しなければならない場合の金銭の支払義務
- 使用者の変更、又は合併により従業員が新たな使用者の従業員となる等の場合、従業員の同意が必要となり、新たな使用者は、従業員が従前の使用者との関係で有していた権利及び負担していた義務を引き受けなければならないこととされる。
- 解雇予告通知に代わる解雇予告手当は、解雇の効力発生日に支払われなければならないこととなる。
- 使用者が事業所を移転する際、使用者は、従業員の氏名、新しい事業所及び移転日を、現在の事業所における適切な場所で、移転の30日前までに従業員に通知しなければならないこととなる。使用者が事前通知を行わない場合、解雇予告通知に代わる特別解雇補償金が、移転を希望しない従業員に支払われなければならない。
- 事業所の移転により自身又は家族の生活に重大な影響を受ける従業員については、通知から30日以内に、使用者に対して書面による通知を送付することにより、特別解雇補償金を受領して移転日に会社を退職する権利が与えられることとなる。
- 使用者は、雇用契約の終了から7日以内に特別解雇補償金又は解雇予告通知に代わる特別解雇補償金を従業員に支払わなければならないこととなる。

また、労働省は、今回の労働保護法に関するガイドラインを策定中である。このガイドラインにおいて、ビジネス休暇を利用できる活動とは、IDカードの申請、自動車免許、結婚の登録、葬儀への出席等、従業員自らが行わなければならない活動であること、解雇補償金は従前の通り、雇用関係終了後すぐに支払われなければならないこと等の改正労働保護法の規定の解釈が示されている。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 米州

### 米国

#### 米国司法省がコーポレート・コンプライアンス・プログラムの評価ガイダンスを改正

2019年4月30日、米国司法省（以下、「DOJ」）刑事局はコーポレート・コンプライアンス・プログラムの評価ガイダンスの改正を発表した。本改正は、2017年2月にDOJ評価ガイダンスが発表されて以降、初めての改正である。なお、2017年2月に発表された本改正前の評価ガイダンスについては、[こちら](#)をご参照されたい。

改正後の評価ガイダンスは、DOJから発表されてきた一連の公表文献、ポリシー及びガイドライン等のうち最新のものであり、DOJによる調査の対象と

なる企業のみでなく、DOJの想定するレベルのコーポレート・コンプライアンス・プログラムの導入を意図する企業にとって、コーポレート・プログラムの設計や運用におけるDOJの現在の方針を理解するための統合的な参照資料といえる。

## 評価ガイドランスの機能

DOJによれば、企業の刑事事件の処理においては、企業のコンプライアンス・プログラムの分析を要する3つの重要な判断が存在する。第一に、違反時、起訴判断時における企業のコンプライアンス・プログラムの妥当性、有効性の検討は、検察官の起訴、不起訴の判断の一助となる。第二に、量刑判断において、検察官は違反時における企業のコンプライアンス・プログラムを検討し、罰金の上限額を左右する企業の悪質性スコアを決定する。第三に、検察官は、紛争解決時における企業のコンプライアンス・プログラムを検討し、独立したコンプライアンス・モニターの設置が必要か、企業の自己監査に任せられるほどコンプライアンス・プログラムが十分に効果的なものか判断する。

評価ガイドランスは、DOJの検察官が上記各段階において、コーポレート・コンプライアンス・プログラムの評価をする際に、司法マニュアルや米国量刑ガイドライン等の補足として機能し、その検討を手助けするものである。

## 評価ガイドランスの改正の概要

本改正は、DOJの司法マニュアル、米国量刑ガイドライン及びその他のDOJのポリシーにより整合するように評価ガイドランスを再構成し、また、DOJの最新の考え方を示したものになっている。したがって、DOJのコーポレート・コンプライアンス・プログラムに対するポリシーやアプローチそのものを大きく変更するものではない。改正後の評価ガイドランスの各項目では、司法マニュアル、米国量刑ガイドラインをはじめとするDOJの様々な関連するポリシーへの言及、引用がなされており、コーポレート・コンプライアンス・プログラムについての司法省の期待や執行アプローチを統合的に理解できるようにする試みを示している。

評価ガイドランスは、司法マニュアルに由来する3つの「基本的な問い」を中心に再構成された。3つの基本的な問いとは、①「コーポレート・コンプライアンス・プログラムは適切に設計されているか」、②「コーポレート・コンプライアンス・プログラムは真面目にかつ善意に適用されているか」、言い換えれば、効果的に実行されているか、③実務的に「コーポレート・コンプライアンス・プログラムは機能しているか」である。

今回の改正では、改正前の評価ガイドランスにおける11の重要な評価項目及びこれに対応する質問事項が、これらの3つの基本的な問いにそれぞれ区分されることで評価ガイドランスが再構成された。11の重要な評価項目の区分けは以下のとおりである。

- ① コーポレート・コンプライアンス・プログラムは正しく設計されているか？  
  
リスク評価、ポリシーと手続、トレーニングとコミュニケーション、通報と調査、第三者に対するマネジメント、M&A
- ② コーポレート・コンプライアンス・プログラムは効果的に実行されているか？  
  
シニアマネジメントと中間マネジメント、自律性とリソース、インセンティブと懲戒

③ コーポレート・コンプライアンス・プログラムは実務的に機能しているか？

継続的な改善と定期的な検査・評価、通報と調査、不正行為の分析と是正措置

また、改正後の評価ガイダンスには、分析や詳細が追加されており、コーポレート・コンプライアンスについての DOJ の最新の考え方が示されている。例えば、改正後の評価ガイダンスは、会社の利益追求と法順守義務との間の緊張関係を明示的に意識している。実際に、改正後の評価ガイダンスは、その評価項目の中で、企業の管理職が「新しい事業やより大きな利益追求のために、より高度のコンプライアンス・リスクを容認したか」、「事業目的達成のために倫理に反するような行動を勧めたり、コンプライアンス担当の職員に対し、実効的にその職務を遂行することを妨げたりしたか」、「利益や事業目的を目前にしてもコンプライアンスに尽力を尽くしたか」といった検討を求めている。DOJ によれば、このような要素のバランスを保ちつつ、改正後の評価ガイダンスに応じていくことが、効果的なコンプライアンス・プログラムの運用の鍵となる。

[最初のページに戻る](#)

### 3. 欧州

#### 英国

#### グループ間ローンに伴う支払利息の控除が「租税回避目的否認原則（unallowable purpose rule）」に基づき否認される司法判断

##### 要約

今般、英国第一層審判所（the first-tier tribunal）は、課税優遇措置の適用を受けられることを主要な目的とする、課税取扱いの差異を利用したグループ内ローン（いわゆるタワー・ファイナンス・ストラクチャー）に伴う支払利息の控除を認めない旨の司法判断を下した（以下、「本判断」）。本判断は、グループ間ローン等を構築するにあたって経済的合理性が存在することが必要であるということを確認にしたという点で重要な判断と位置付けられる。

##### 事実関係

問題となった Oxford Instruments UK 2013 Limited 対 The Commissioners for HM Revenue & Customs（以下、「HMRC」）事件は、英国納税者の傘下米国子会社グループに対するリファイナンスに関連する事案であり、英国内における課税受取利息を生じさせないようなスキームが構築されていた。当該リファイナンスの手法として、英国グループから米国子会社グループに対する貸付を含むいわゆるタワー・ファイナンス・ストラクチャーが利用されていた。そのスキームの概要は以下のとおりである。

まず、当該貸付に伴って生じる英国側の受取利息所得を相殺するために、当該米国子会社グループの親会社（以下、「USCo」）の完全子会社として、新たな英国の会社（以下、「UK NewCo」）が設立された。その上で、英国子会社が約束手形（プロミサリー・ノート）を発行する方法によって利息債務を伴う債務を当該米国親会社に対して負担し、その対価として当該米国親会社が英国子会社に対して優先株を発行するという内容のストラクチャーが組まれた。



これにより UK NewCo は優先株に基づく配当を受け、かつ債務に基づく利息支払を行うことになるが、前者については益金算入から除外され、後者については損金算入が可能とされていた。

HMRC は、UK NewCo が当該ストラクチャーを実施する主要な理由、若しくは主要な目的のひとつは、課税優遇措置を享受しようとする点にあるところ、CTA 2009 section 441 の租税回避目的否認原則（unallowable purpose rule）に照らすと、そのような目的に基づく支払利息控除は認められないと主張した。

他方、本件の納税者は、第一層審判所において、本件のスキームを全体として評価すると、英国の課税の観点からは価値中立的であり、いかなる英国上の課税優遇措置ももたらされていないと争った。また、UK NewCo が米国親会社の優先株に基づく配当を受ける対価として同社から借入を行うことについて経済的合理性が存するという点についても併せて主張した。

## 決定

第一層審判所は、本件の主な論点は借主（UK NewCo）が課税優遇措置を受けたか否かであるとし、結論として、借入利息に対する免除措置の適用を受けることで、UK NewCo は当該課税優遇措置を受けたと判断した。そして、本件のスキームを全体として評価すると、英国の課税の観点から価値中立的であるという事実は、その結論を左右するものではないとした。さらに、同審判所は、納税者から提出された証拠は、本件の一連のストラクチャーが課税回避目的以外の経済的合理的な目的を有しているという主張を裏付けるものではないと判断した。これらを前提に、全ての支払利息控除は否認された。

## コメント

本判断は、表面上は HMRC の勝利に終わっていることから、同様のファイナンスストラクチャーを実施し、また実施しようとしているグループ会社にとってはネガティブな結果になったように見える。しかしながら、他方で、租税回避目的否認原則に基づく HMRC の税務調査の対応を考える上では、本判断はある意味で好意的なものであるとも評価しうる。

第一に、本判断は、租税回避目的否認原則を適用するにあたっては、借入を行う会社自身の目的が重要であると強調した点である。HMRC はその他の関係当事者（例えば納税者の税務顧問など）の目的も考慮に入れるべきであると主張したが、この主張は排斥されている。

第二に、審判所は、ある会社がローン契約関係を構築・維持する目的として、課税優遇措置を受ける以外に何らかの経済的合理性があること、及び課税優遇措置適用目的が存在しない場合でも当該利息控除が適用されることを主張立証できれば、いかなる利息控除も否認されるべきではないとの見方を示した。本件では課税の優遇措置を得ることが UK NewCo によるローン契約関係を構築・維持の唯一の目的だったと判断されたことから、結果として本件の納税者には有利に働かなかったものの、課税優遇措置の適用以外の目的をも有する納税者にとっては本判決を有利に援用できる可能性があることになる。

また、課税優遇措置が生じているか否かの判断は、主に借入人の事情によって左右されるのであって、借入スキーム全体がもたらす効果とは関係がないという本判断の内容は、同様に自社グループ会社間においてリファイナンスを検討しているグループ企業に示唆を与えるものである。留意すべきは、リファイナンスが英国における負債総額を増加させないという点のみに着目して、租税回避目的否認原則の適用はないと判断することはできないということである。上記からも明らかなおり、リファイナンスを実施するための経済的合理性（目的）が存在するかを慎重に検討する必要がある。

興味深い点は、本件のグループ会社は HMRC に対して、本件で問題となっている資金調達には、英国の裁定取引防止レジーム (the UK anti arbitrage regime) は適用されないことの確認を求める事前のクリアランスを申請していたことである。HMRC は当該クリアランスを発出したものの、その条件として他の反租税回避制度の適用可能性を留保していた。審判所は、HMRC が当時租税回避目的否認原則が適用されることを根拠にそのストラクチャーに対して何らかの措置をとる意図があったのであれば、クリアランス発出は誤解を招きかねないものであるとの一般論を指摘しつつも、本件で HMRC は当時そのような意図は有しておらず、事後的に租税回避目的否認原則の適用が妥当であるという判断に至ったと結論付けた。

[最初のページに戻る](#)

## オランダ

### 2020 年 1 月から会社等の実質的所有者 (UBO) の登録制度導入

2020 年 1 月からオランダにおいて実質的所有者の登録制度が導入される。関連する法律案が 2019 年 4 月 4 日に国会に提出された。オランダで設立又は組成された会社その他の事業体は、究極的に所有又は支配する者の情報を取得し登録しなければならない。オランダにおいては、これらの者は一般に UBO (ultimate beneficial owners=究極的実質的所有者) と称される。実質的所有者の登録制度は、マネーロンダリング及びテロリスト資金供与を防ぐための EU におけるルールに従うものである。登録簿は商工会議所の商業登録の一部となり、実質的所有者の情報の一部は公開される。

#### UBO 登録を行う事業体

以下の会社その他の事業体が UBO を登録しなければならない。

- 非公開株式会社 (BV) 及び公開株式会社 (NV) (ただし、上場会社及び上場会社の 100%子会社を除く)
- 共同組合 (coöperatie) 及び相互保険会社 (onderlinge waarborgmaatschappij)
- 財団 (stichting)
- 完全な権利能力を有する社団 (vereniging) 及び事業を行う限定権利能力の社団
- 全ての種類の組合 (v.o.f., C.V., maatschap)
- 海運会社 (rederij)
- 欧州経済利益グループ (EESV)
- 欧州会社 (SE)
- 欧州共同会社 (SCE)

オランダにおいて設立又は組成された会社その他の事業体は、実際の事業がどこで行われているかにかかわらず、登録義務を負う。投資信託や信託も、別途の法令により UBO 情報の登録を求められる。

#### UBO とは？

UBO とは、会社その他の事業体を究極的に所有又は支配する自然人をいう。UBO が複数存在することもある。以下は具体的な UBO の例である。

- 直接又は間接に非公開株式会社の株式の 25%超を保有する者
- 直接又は間接に組合の持分の 25%超を保有する者

- 直接又は間接に財団の定款を変更するための議決権の 25%超を行使できる者
- 事業を実質的に支配する者

所有又は支配の要件に基づき UBO に該当する者がいない場合には、会社は幹部経営役員の一を UBO として指定しなければならない。

### 公開される UBO 情報

UBO 登録においては、以下の情報が公開される。

- 姓名
- 誕生年月
- 国籍
- 居住国
- UBO の経済的持分の性質及び程度

さらにオランダの資金情報機関及び関連当局は、以下の情報に対してアクセスすることができる。

- 誕生日、誕生国、誕生地
- 住所
- 国民サービス番号又は外国税識別番号
- パスポートの写し
- UBO の経済的持分の性質及び程度を証する書面

UBO 登録簿は EU 一般データ保護規則（GDPR）の要件を満たす必要がある。登録簿にアクセスする者の多くが、公開情報の一部のみにアクセスすることができる。例外的な状況においては、UBO は公開情報を限定するよう求めることができる。この例外は、情報を公開することによって、UBO が暴力、ブラックメール、強要、誘拐などの過大なリスクを負う場合に限られる。

### UBO 情報の提供義務者

#### 1. 事業体

各会社その他の事業体は、UBO の情報を取得し、UBO 登録簿に登録しなければならない。この義務は、各マネージングディレクター（若しくは同様の役員）又は事業が帰属する者が負う。会社は UBO 登録簿に最新の情報を記載し、変更について登録しなければならない。

#### 2. UBO

UBO は、必要な情報を、関連する事業体に対して提供しなければならない。

#### 3. 法的に本人確認義務を負う組織

法律事務所や銀行など、本人確認の目的で UBO 情報を取得する法的義務を負う組織は、顧客から取得した UBO 情報と登録簿の情報との間に齟齬がある場合には、商工会議所に対して通知しなければならない。

## UBO 情報の提供を怠った場合

新法に定める UBO 情報提供の義務を怠った場合には、行政罰又は刑罰の対象となりえる。

## 導入時期

2020 年 1 月以降、新規に設立される会社その他の事業体は商業登録の際に UBO に関する情報が求められる。既存の会社その他の事業体は、登録簿が導入された後 18 ヶ月以内、すなわち 2021 年半ばまでに UBO に関する情報を登録しなければならない。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 中東

### アラブ首長国連邦 (UAE)

#### 新反マネーロンダリング法の施行のための評議会決議

UAE 連邦政府は、2018 年における新反マネーロンダリング法の制定に続き、2019 年 1 月 28 日に反マネーロンダリング法の施行に必要な規定を定めた 2019 年決議第 10 号 (AML 決議) を定めた。AML 決議は、金融活動作業部会 (FATF) の推奨に沿うものであり、UAE における反マネーロンダリング制度を大幅に強化する様々な仕組みを定めている。

- ① 反マネーロンダリング制度においてリスクベースアプローチが導入された。金融機関並びに指定非金融業者及び職業専門家 (DNFBP) は、顧客ごとにマネーロンダリングリスクを評価し、マネーロンダリングリスクレベルを定め、当該顧客のマネーロンダリングリスクレベルに従った顧客デューディリジェンス (CDD) を実施しなければならない。
- ② 顧客デューディリジェンス (CDD) については以下のとおり変更された。
  - 55,000 ディルハムを超えるすべての取引又は 3,500 ディルハムを超える送金にかかる取引関係の開始時点において CDD を実施しなければならない。
  - 高いマネーロンダリングリスクレベルの顧客 (外国の重要な公的地位にある者 (外国 PEP) を含む。) については高度な CDD が要求される。
  - 低いマネーロンダリングリスクレベルの顧客には簡易な CDD で足りる。
  - 第三者又は他のグループ会社に CDD を委託することができる。
  - 一定の状況において CDD の実施を延期することができる。
  - 顧客の 25% 以上の支配持分を (共同で又はそれぞれ) 保有している者と定義される、顧客の究極実質的所有者の特定。
  - 顧客が上場会社又は持株会社の子会社である場合の実質的所有者及び株主の特定の免除。
- ③ 重要な公的地位にある者には UAE 国民が含まれる (内国 PEP)。なお、内国 PEP は高いマネーロンダリングリスクがある場合のみ追加

の調査の対象となり、自動的に高いマネーロンダリングリスクとみなされるものではない。

- ④ 3,500 ディルハムを超える国際送金に関しては、送金先について追跡可能な情報の提供が求められる。国内送金（但し、金額基準は定められていない。）に関しては、簡易な情報提供のみ求められる。
- ⑤ AML 決議の適用を受ける金融機関は、コルレス銀行関係についてもデューディリジェンスの対象としなければならない。
- ⑥ 新製品及び新サービス（例えば、新技術を用いるもの）を一般に提供する前に、そのマネーロンダリングリスクを評価し、適切なマネーロンダリングリスク対応措置をとらなければならない。
- ⑦ UAE において設立された会社は、CDD プロセスにおいて求められる全ての情報を保管し、関連する登記所（例えば、関連する首長国の経済開発庁）に対して提供できるようにしなければならない。
- ⑧ 金融機関による「金融活動」は AML 決議に列挙されることとなった。
- ⑨ UAE において設立された資金移動業（MVTS）の提供業者は、UAE 関連当局から許可を得なければならず、AML 決議を遵守する必要がある。
- ⑩ 各自然人及び法人は、国連安保理の制裁決議を実施するために UAE 関連当局が定める規則を遵守しなければならない。
- ⑪ 資金情報機関への疑わしい取引の報告は電子的に行われ、資金情報機関は反マネーロンダリング活動の年間のまとめを公表する。

UAE で事業を行う会社は、まず AML 決議の適用を受けるか否かを確認し、適用を受ける場合にはその範囲を確認する必要がある。AML 決議の規定のほとんどは金融機関並びに指定非金融業者及び職業専門家（DNFBP）に適用されるものであるが、上記の⑦、⑨及び⑩については適用範囲が拡大されているので留意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに  
関するお問い合わせ先

[global.update@bakermckenzie.com](mailto:global.update@bakermckenzie.com)

ベーカー & マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

© 2019 Baker & McKenzie. ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー & マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー & マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。